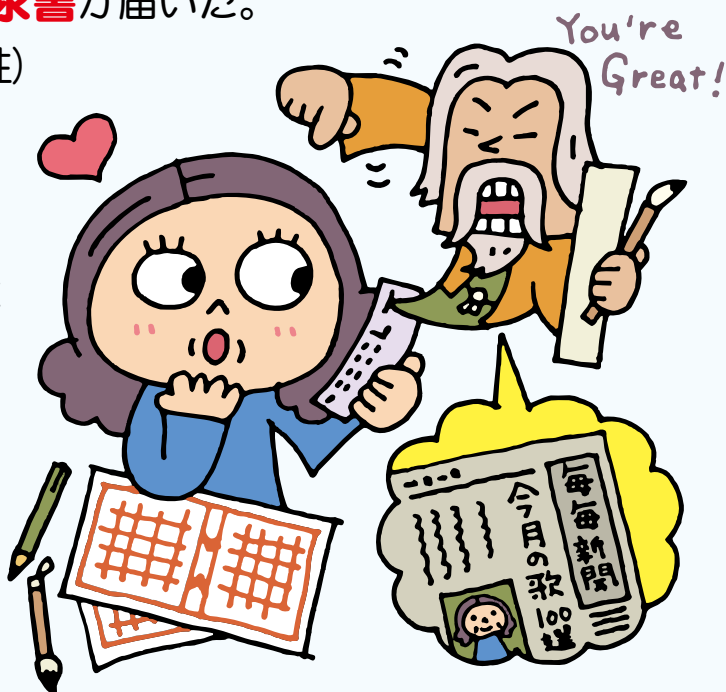


見守り 新鮮情報

第81号

事例1「あなたの作品を**新聞に掲載させてほしい**」と電話があり、**無料**であることを確認して承諾した。しかし、送られてきた書類には、掲載料**9万5千円**と書かれていたうえ、さらに12回掲載分の**100万円**を超える**請求書**が届いた。
(80歳代 女性)

事例2「歌人会の会報を見た。**素晴らしい作品**だ。新聞に載せないか」と勧誘電話があった。掲載料は**24万円**と高額で迷ったが、「最後に新聞に載るようなことがあってもいいか」と応じた。**掲載後**、別の**いろいろな業者**から勧誘を受け、毎日**請求**されて困っている。
(80歳代 女性)



「素晴らしい作品」「ぜひ掲載したい」 短歌・俳句の新聞掲載トラブル

■この1年で急増 ■全国で

ひとこと助言

きっぱり
断わって!



見守るくん

- 短歌や俳句の新聞や雑誌への掲載を電話勧誘するトラブルが、急増しています。相談者の約9割は70歳以上の高齢者です。
- 事例以外にも「断ったのに振込用紙が届いた」「断っても『掲載枠がとってあるので解約できない』と言われた」「本当に掲載されたのか分からない」など、さまざまなトラブルが起きています。
- 業者の説明をうのみにせず、しつこい勧誘はきっぱりと断りましょう。承諾していないのに業者が勝手に掲載し、請求書を送ってきても、支払う必要はありません。
- トラブルにあったら、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。